

消費者庁提出資料

平成31年2月
消費者庁

遺伝子組換え表示の監視体制の現状①

品質事項		衛生及び保健事項
	酒類を除く	酒類に限る
広域	消費者庁	
	農林水産省 (本省+地方農政局等)	財務省 (国税庁+国税局等)
	都道府県	
指定都市		
広域	消費者庁 都道府県等 (都道府県・保健所設置市・特別区)	
市域	〔食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する行政機関が担当〕	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県域：事業所等が一の都道府県内のみにある食品関連事業者（都道府県内食品関連事業者） ➤ 市域：事業所等が一の指定都市内のみにある食品関連事業者（指定都市内食品関連事業者） ➤ 広域：都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者 		

科学的検証の年間実績（平成29年度）

農林水産省	360件
都道府県等	約650件
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 農林水産省の実績は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）によるもの。 ➤ 都道府県等の実績は、都道府県及び指定都市が公表した件数を集計したものであって、公表のない都道府県等の件数は含まれていない。 ➤ 平成29年度においては、不適切な管理が認められた案件はない。 	

遺伝子組換え表示の監視体制の現状②

スーパー等

食品製造施設

大豆・とうもろこし及びその加工品の
買上げ・収去

科学的検証（定性検査）

陰性

表示に疑義なし

陽性

立入検査等 ⇨ 食品製造事業者など

社会的検証

- ◆ 関係者に対する聞取調査
- ◆ 分別生産流通管理に関する書類の確認
- ◆ 製品規格・製造記録に関する書類の確認
- ◆ 製造工程・施設等の現場確認 など

検査

科学的検証

- 分別生産流通管理等が適切と認められる場合 ⇨ 疑義なし
- 分別生産流通管理等が適切と認められない場合 ⇨ 指導又は指示（公表）※

※ 指導又は指示のいずれを行うかについては「食品表示法第4条の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」に基づき個別に判断される。

遺伝子組換え食品検査の基本的な流れ



コーンスナック菓子、
コーンスターチ等

検査対象の加工食品



一定量を粉砕



粉砕後の加工食品



DNAの抽出



DNA溶液



PCR反応液の調製



リアルタイムPCR装置による測定

- 原料農産物の $\Delta\Delta Cq$ 法は、遺伝子組換え農産物の混入率に対応して、内在性DNA^{※1}と遺伝子組換え標的DNA^{※2}の量の差が一定であることを利用した判定方法。
- 加工食品では、内在性DNA及び遺伝子組換え標的DNAは加工工程で不均一に断片化されるので、農産物由来の標準試料との濃度比較はできない。

※1 遺伝子組換え、非遺伝子組換えによらず、各作物に普遍的に存在するDNA

※2 トウモロコシであれば、P35S又はTNOSと呼ばれる遺伝子組換えトウモロコシに広く共通して存在する組換えDNA

